



注目の裁判で・・・！

\_\_西日本防災システム

2017 01 06

スズメバチ駆除火災の裁判

NBS  
119

スズメバチ駆除を依頼した業者の過失により、自宅から出火、焼失したとして、京都府の御夫婦が大阪市の駆除業の当時の作業員2人と運営会社に損害賠償を求めていた訴訟で、大阪地裁が昨年12月この会社に約4700万円の支払いを命じる判決を言い渡したようです。作業員2人とは判決前に和解が成立していたそうです。

判決によりますと、業者側は大阪地裁で開かれたすべての口頭弁論に出頭せず、裁判長は「事実を争ったものと認められない」として原告側の請求を認めたようです。

作業員2人との和解では、それぞれが和解金1千万円の支払い義務があることを認め、平成33年秋までに1人当たり150万円を支払えば、残りの債務を免除するとされたそうです。



火災の詳細



西日本防災システム

NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社top pageへ

